



# じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金

## 社会貢献活動・CSRをお考えの法人様へ

- 赤い羽根共同募金は都道府県を単位として、「じぶんの町を良くするしくみ。」のスローガンの下、県内の福祉施設や福祉課題に取り組む団体等の活動を資金面から支えています。
- 共同募金運動は、「寄付すること」「募金活動に参加すること」で、自分の町の福祉を推進する国民たすけあい運動です。
- 裏面に具体的な協力方法と税制上の優遇措置について記載しておりますので、社会貢献活動のひとつとして赤い羽根共同募金をご検討くださいますようお願いいたします。

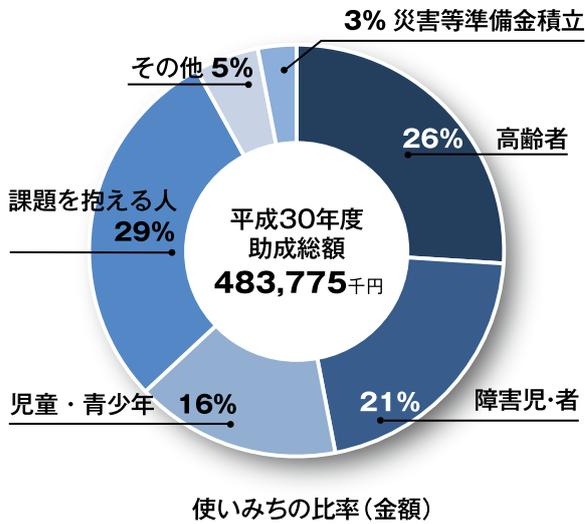
【参考:平成30年度 法人募金協力実績 約2,300社、約7,900万円】

### 《共同募金運動の流れ》



## 赤い羽根は静岡県内のさまざまな福祉を応援しています

### 寄付金の使いみち



【一人暮らし高齢者見守り事業】



【障害者が働く作業所の機器整備】



【保育園の機器整備】



【障害者施設で作ったケーキをこども食堂の誕生日会へ】



【聴覚障害児のための手話による童話DVD制作事業】

手話通訳にあたり出版社の許諾を得ています。



【市町社会福祉協議会を通じた福祉教育事業など】



【災害ボランティア活動用資機材整備】

# 事業所として赤い羽根共同募金にご協力いただく方法

<h2>企業利益の一部を寄付する</h2>	<h2>募金箱の設置</h2>	<h2>自動販売機を設置する</h2>
<p>収益の一部を寄付する方法で、最も一般的な方法です。 共同募金会の役職員や募金ボランティアがお願いに訪問したり、共同募金会からのDMでお願いするなどの方法が取られています。</p>	<p>店頭・レジ周りや受付などに募金箱を設置いただき、お客様や出入業者様に広く寄付を呼びかける方法です。 多くの店舗やチェーン店でご協力をいただいております。</p>	<p>自動販売機の売上や設置手数料の一部が共同募金に寄付される募金方法です。 契約に応じて募金へのご協力内容をご選択いただけます。</p>
<h2>募金活動（職域募金）</h2>	<h2>寄付つき商品</h2>	<p>(例) 売上の〇%、設置手数料の〇%、販売1本あたり〇円 など</p> <p>◆新規の設置はもちろんのこと、既存の自動販売機をそのまま社会貢献型に切り替えることも可能です。</p> <p>◆自販機に告知パネルを掲示することで、貴社の社会貢献をアピールすることができます。</p>
<p>社内に募金箱を設置したり、社内イベントで寄付を呼び掛けていただく方法です。</p> <p>社員の方を中心に取り組んでいただくことでより効果的です。</p> 	<p>特定の商品についてその売上の一部を寄付する方法です。</p> <p>販売時に共同募金会と協議のうえ、「赤い羽根」やシンボルキャラクターのロゴ等を活用することもできます。消費者にはその企業が社会貢献をしていることが伝わり、企業のイメージアップにつながります。(例：ボールペン)</p> 	
<h2>ポスターの掲出</h2> <p>受付や社内掲示板、店頭などに共同募金運動ポスターを掲示していただく方法です。</p> 	<h2>マッチングギフト</h2> <p>職域募金によって社員の皆様から寄せられた寄付に、企業としても寄付を上乗せしていただく方法です。</p> <p>一般的には社員の皆様からの寄付の同額、あるいは一定割合を上乗せして寄付をいただいております。</p>	<h2>物品の提供</h2> <p>自社製品などを提供いただく方法です。</p> <p>地域の福祉施設や子ども食堂等のために、自社製品（飲料や日用品など）をご提供いただいております。</p>
<h2>広告媒体等の提供</h2> <p>企業の皆様が持つ広告媒体をご提供いただく方法です。</p> <p>テレビ放送や、ラジオ放送でCMを流していただいたり、新聞、雑誌の紙面に記事を掲載いただくほか、社内報、イントラを活用して共同募金の情報を発信していただくなどのご協力をいただいております。</p>	<h2>各種カードの活用</h2> <p>共同募金会が作成するクオカード・図書カードNEXTを購入していただく方法です。</p> <p>カード代金の一部が寄付されます。</p> 	

### ●共同募金へのご寄付には税制の優遇措置があります

共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように、寄付に対する「非課税措置の対象団体」です。

- ◇法人のご寄付 寄付金額は全額損金に算入されます。
- ◇個人のご寄付 所得税および地方税法上の優遇措置があります。詳細はホームページをご覧ください。

社会福祉法人静岡県共同募金会

静岡県静岡市葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館内

電話(054)254-5212 FAX(054)254-6400 <http://www.shizuoka-akaihane.or.jp>

